

マイナンバーの「通知カード」を住民票の住所地で受け取ることができない方へ (居所登録申請のお知らせ)

平成27年10月5日からマイナンバー制度がはじまります。

これに伴い、平成27年10月以降、全住民へマイナンバーが記載された「通知カード」が住民票のある住所地へ送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所で通知カードを受け取ることが出来ない方について、通知を確実に受け取りいただくために、次に該当する方は居所情報の登録申請をしなければなりません。

◇登録申請が必要な方

- ・DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で、住所地以外の居所にお住まいの方
- ・東日本大震災による被害者で住所地以外の居所に避難されている方
- ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

◇登録申請期間

- ・平成27年9月25日(金)まで(持参または郵送)

◇登録に必要な書類

- ① 申請書(戸籍年金係にありますが、市ホームページからもダウンロードできます。)
- ② 申請者本人の本人確認書類(運転免許証など)
- ③ 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
- ④ 代理権を証明する書類(委任状など)
- ⑤ 代理人の本人確認書類(運転免許証など)

※郵送での登録申請の場合②・③の書類はコピーをお願いします。

※④・⑤の書類は代理人が申請する場合のみ必要です。

◇提出先

提出先は次のとおりです。
持参：市民生活課戸籍年金係
※茂尻支所及び平岸連絡所では取扱できません。

郵送：〒079-1192

赤平市泉町4丁目1番地
赤平市役所戸籍年金係宛



◇問合せ

戸籍年金係 ☎32-1823
マイナンバー制度全般については
コールセンター ☎0570-20-0178

平成28年1月以降

「住民基本台帳カード」から「個人番号カード」へ変わります

住民基本台帳カードの新規作成を希望される方はご注意ください！

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の施行により、住民基本台帳カード(住基カード)の運用が変更されます。

これから住基カードをお作りになる場合は、次の事項をよくご理解いただいた上で申請されるようお願いいたします。

住基カードが個人番号カードに引き継がれます

平成28年1月以降、マイナンバー制度の施行により個人番号カードの交付が開始されます。

このカードは、これまでの住基カードの機能を引き継ぐものとなります。

個人番号カードには氏名、住所生年月日、性別、個人番号(12桁)、顔写真、有効期限等が記載され、カードの大きさは住基カードと同じものになります。

住基カード・個人番号カードの手数料

住基カードの手数料は500円(電子証明書は別途手数料500円)。個人番号カードの手数料は初回につき無料です。(電

子証明書代含む)。個人番号カードの再発行手数料は現在有料で検討中です。

住基カードは平成28年1月以降も有効期間まではそのまま使えます

これまで発行した住基カードは有効期限までは、そのまま使いになれます。住基カードを利用する目的(本人確認資料など)によっては、すぐに個人番号カードへ切り替える必要はありません。

現在、住基カードを利用した公的個人認証(電子証明書)を使用しており、継続利用を希望する場合は、カードの有効期限内であっても電子証明書の有効期限(現行3年)に達した時点で、個人番号カードに切り替える必要があります。



TANtan まつり2015

◆とき 平成27年9月12日(土)・13日(日)
◆ところ 旧住友赤平立坑・自走枠工場周辺

プログラム(両日)

- 旧住友赤平立坑公開 10:00/14:00
公開時間5分前に立坑前に集合してください。
- 自走枠工場公開 10:00～
二日間、終日公開します。
- がんがん鋼販売 16:00～
立坑前駐車場にて販売
- 立坑ライトアップ 18:30～21:00
※悪天候時には中止する場合があります。

プログラム(その他)

- 炭鉱遺産アート
- キャンドルイベント(12日)17:00～
- 灯と奏でる夕べ(12日)18:30～



■主催 赤平コミュニティガイドクラブ TANtan
■問合せ 加藤 ☎080-5586-3450

「障害者雇用納付金制度」の 対象事業主が拡大されました。

平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になりました。

平成28年4月から、27年度の雇用障がい者数を元に障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。

問合せ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道支部 高齢・障害者業務課
☎ 011-622-3351



個人番号カードを取得するときは住基カードを廃止・回収します

住基カードと個人番号カードを両方所有することはできません。個人番号カードを交付する際に住基カードを回収します。

平成28年1月以降は住基カードの発行はできません

個人番号カードの交付開始に伴い、住基カードの新規発行は終了し、平成28年1月以降は個人番号カードのみを発行します。また、平成28年1月以降に既

存の住基カードを更新することもできません。引き続きカードが必要な場合は個人番号カードの発行となります。

問合せ

●戸籍年金係 ☎32-1823

●マイナンバー制度について

マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178

(全国共通ダイヤル)月々金曜日

9時30分～17時30分(土日祝

日・年末年始を除く)